

清瀬市指名競争入札参加者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、清瀬市契約事務規則（以下「規則」という。）第36条の規定に基づき、指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合の基本的事項を定めることにより、契約の公正かつ有利な締結及び履行を図ることを目的とする。

(指名方法)

第2条 指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合には、規則第35条の規定により、資格審査サービスに登録された者（以下「登録業者」という。）の中から契約の種類ごとに適正に指名しなければならない。

2 前項の規定により入札参加者を指名する場合において、次の各号のいずれかに該当するものは、他の適格者に優先して指名することができる。

- (1) 清瀬市内に本社、支店又は営業所を有する有資格者
- (2) 清瀬市に隣接する市に本社又は営業所を有する有資格者
- (3) 発注工事が前回施工工事と関連する場合の前回工事の施行者。ただし、前回施工工事の施行成績が良好であること。
- (4) 発注工事が既発注工事と関連する場合の既発注工事の施行者。

(留意事項)

第3条 指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合には、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営、工事成績、安全管理、労働福祉の状況
- (3) 当該契約の履行に有利となる条件の有無
- (4) 他の契約締結状況等から判断した当該契約履行能力の有無
- (5) 当該契約の履行に必要な技術的適性の有無

(被指名者数)

第4条 指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合の被指名者数は、別表に定めるものとする。

(選 定)

第5条 指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合は、第3条に規定する留意事項等、契約の履行の適格性を有すると判定した登録業者のうちから別表に定める設計価格に相応する格付に応じて選定するものとする。

2 前項の規定により選定するもののほか、必要があると認めた場合には、別表に定める設計価格に相応する格付等級の上位又は下位2等級の範囲の登録業者の中から選定することができるものとする。

3 道路舗装工事については、別表第2項(1)において、予定価格が8千万円以上2億円未満の発注案件について対応する等級をA及びBとし、この場合等級がAである有資格者は等級をBとして取扱う。

4 第2条第2項1号および2号に掲げる者は、別表第2項に定める設計価格に相応する格付等級の上位又は格付下位2等級の範囲まで参加資格を認めることができる。

5 格付を行えない契約の種類については、当該契約の履行能力を有する登録業者から選定するものとする。

6 等級順位等を得られない者にも参加資格を認めることができる。

7 特別の理由がある場合は、等級にとらわれず参加資格を認めることができる。

(その他)

第6条 この基準によりがたい事情が生じたとき、又はこの基準に定めのない事項は、指名業者選定委員会に諮り、決定するものとする。

附則

この基準は、平成12年8月1日より施行する。

附則

この基準は、平成17年4月1日より施行する。

附則

この基準は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和4年11月1日より施行する。

別 表

1. 指名競争入札に係る被指名者数

対応工事予定価格	業者数
1億円以上	10人以上
5千万円以上1億円未満	7人以上
5千万円未満	5人以上

2. 入札者の選定格付け ※金額は税込

(1) 道路舗装工事

等級	対応設計価格	
A	2億円以上	
B	8千万円以上	2億円未満
C	3千万円以上	8千万円未満
D	7百万円以上	3千万円未満
E	7百万円未満	

(2) 土木工事（橋梁工事、河川工事、水道施設工事、
下水道施設工事及び一般土木工事）

等級	対応設計価格	
A	3億2千万円以上	
B	1億5千万円以上	3億2千万円未満
C	4千万円以上	1億5千万円未満
D	1千万円以上	4千万円未満
E	1千万円未満	

(3) 建築工事

等級	対応設計価格	
A	4億円以上	
B	2億円以上	4億円未満
C	6千万円以上	2億円未満
D	1千6百万円以上	6千万円未満
E	1千6百万円未満	

(4) 設備工事（電気工事、給排水衛生工事、空調工事）

等級	対応設計価格	
A	4千5百万円以上	
B	1千8百万円以上	4千5百万円未満
C	6百万円以上	1千8百万円未満
D	6百万円未満	